

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示
第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

給 出 額	給 出 額
<p>別表</p> <p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数教表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>8,267単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>12,915単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>19,714単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>24,302単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>29,441単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>別表</p> <p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数教表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>8,287単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>12,946単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>19,762単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>24,361単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>29,512単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出</p>

た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費
 イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数
 ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,761単位

注1～5 (略)
 ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハマまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハマまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費
 イ 地域密着型通所介護費
 (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 (一) 要介護1 409単位

2 夜間対応型訪問介護費
 イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数
 ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位

注1～5 (略)
 ハ・ニ (略)
 (新設)

2の2 地域密着型通所介護費
 イ 地域密着型通所介護費
 (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 (一) 要介護1 407単位

(一) 要介護2	469単位	(一) 要介護2	466単位
(二) 要介護3	530単位	(二) 要介護3	527単位
(三) 要介護4	589単位	(三) 要介護4	586単位
(四) 要介護5	651単位	(四) 要介護5	647単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	428単位	(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	491単位	(二) 要介護2	488単位
(三) 要介護3	555単位	(三) 要介護3	552単位
(四) 要介護4	617単位	(四) 要介護4	614単位
(五) 要介護5	682単位	(五) 要介護5	678単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	645単位	(一) 要介護1	641単位
(二) 要介護2	761単位	(二) 要介護2	757単位
(三) 要介護3	879単位	(三) 要介護3	874単位
(四) 要介護4	995単位	(四) 要介護4	990単位
(五) 要介護5	1,113単位	(五) 要介護5	1,107単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	666単位	(一) 要介護1	662単位
(二) 要介護2	786単位	(二) 要介護2	782単位
(三) 要介護3	908単位	(三) 要介護3	903単位
(四) 要介護4	1,029単位	(四) 要介護4	1,023単位
(五) 要介護5	1,150単位	(五) 要介護5	1,144単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	739単位	(一) 要介護1	735単位
(二) 要介護2	873単位	(二) 要介護2	868単位
(三) 要介護3	1,012単位	(三) 要介護3	1,006単位
(四) 要介護4	1,150単位	(四) 要介護4	1,144単位
(五) 要介護5	1,288単位	(五) 要介護5	1,281単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	768単位	(一) 要介護1	764単位
(二) 要介護2	908単位	(二) 要介護2	903単位

<p>(三) 要介護3</p> <p>(四) 要介護4</p> <p>(五) 要介護5</p> <p>療養通所介護費</p> <p>(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合</p> <p>(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合</p> <p>注1～22 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p><u>介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(イ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(ロ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</u></p> <p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 認知症対応型通所介護費(1)</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護費(イ)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要介護1</p> <p>b 要介護2</p> <p>c 要介護3</p> <p>d 要介護4</p> <p>e 要介護5</p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要介護1</p>	<p>1,052単位</p> <p>1,197単位</p> <p>1,339単位</p> <p>1,012単位</p> <p>1,519単位</p> <p>1,046単位</p> <p>1,190単位</p> <p>1,332単位</p> <p>1,007単位</p> <p>1,511単位</p> <p>540単位</p> <p>594単位</p> <p>650単位</p> <p>705単位</p> <p>759単位</p> <p>566単位</p>
<p>(三) 要介護3</p> <p>(四) 要介護4</p> <p>(五) 要介護5</p> <p>療養通所介護費</p> <p>(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合</p> <p>(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合</p> <p>注1～22 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 認知症対応型通所介護費(1)</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護費(イ)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要介護1</p> <p>b 要介護2</p> <p>c 要介護3</p> <p>d 要介護4</p> <p>e 要介護5</p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要介護1</p>	<p>1,046単位</p> <p>1,190単位</p> <p>1,332単位</p> <p>1,007単位</p> <p>1,511単位</p> <p>538単位</p> <p>592単位</p> <p>647単位</p> <p>702単位</p> <p>756単位</p> <p>564単位</p>

b	要介護2	623単位	b	要介護2	620単位
c	要介護3	681単位	c	要介護3	678単位
d	要介護4	738単位	d	要介護4	735単位
e	要介護5	795単位	e	要介護5	792単位
(三)	所要時間5時間以上6時間未満の場合		(三)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a	要介護1	853単位	a	要介護1	849単位
b	要介護2	945単位	b	要介護2	941単位
c	要介護3	1,035単位	c	要介護3	1,031単位
d	要介護4	1,127単位	d	要介護4	1,122単位
e	要介護5	1,219単位	e	要介護5	1,214単位
(四)	所要時間6時間以上7時間未満の場合		(四)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a	要介護1	875単位	a	要介護1	871単位
b	要介護2	969単位	b	要介護2	965単位
c	要介護3	1,061単位	c	要介護3	1,057単位
d	要介護4	1,156単位	d	要介護4	1,151単位
e	要介護5	1,250単位	e	要介護5	1,245単位
(五)	所要時間7時間以上8時間未満の場合		(五)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a	要介護1	989単位	a	要介護1	985単位
b	要介護2	1,097単位	b	要介護2	1,092単位
c	要介護3	1,204単位	c	要介護3	1,199単位
d	要介護4	1,312単位	d	要介護4	1,307単位
e	要介護5	1,420単位	e	要介護5	1,414単位
(六)	所要時間8時間以上9時間未満の場合		(六)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a	要介護1	1,021単位	a	要介護1	1,017単位
b	要介護2	1,132単位	b	要介護2	1,127単位
c	要介護3	1,242単位	c	要介護3	1,237単位
d	要介護4	1,355単位	d	要介護4	1,349単位
e	要介護5	1,465単位	e	要介護5	1,459単位
(2)	認知症対応型通所介護費(ii)		(2)	認知症対応型通所介護費(ii)	
(一)	所要時間3時間以上4時間未満の場合		(一)	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a	要介護1	489単位	a	要介護1	487単位

b	要介護2	538単位	b	要介護2	536単位
c	要介護3	586単位	c	要介護3	584単位
d	要介護4	636単位	d	要介護4	633単位
e	要介護5	685単位	e	要介護5	682単位
(二)	所要時間4時間以上5時間未満の場合		(二)	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a	要介護1	512単位	a	要介護1	510単位
b	要介護2	563単位	b	要介護2	561単位
c	要介護3	615単位	c	要介護3	612単位
d	要介護4	666単位	d	要介護4	663単位
e	要介護5	717単位	e	要介護5	714単位
(三)	所要時間5時間以上6時間未満の場合		(三)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a	要介護1	767単位	a	要介護1	764単位
b	要介護2	849単位	b	要介護2	845単位
c	要介護3	931単位	c	要介護3	927単位
d	要介護4	1,011単位	d	要介護4	1,007単位
e	要介護5	1,094単位	e	要介護5	1,089単位
(四)	所要時間6時間以上7時間未満の場合		(四)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a	要介護1	786単位	a	要介護1	783単位
b	要介護2	871単位	b	要介護2	867単位
c	要介護3	955単位	c	要介護3	951単位
d	要介護4	1,037単位	d	要介護4	1,033単位
e	要介護5	1,122単位	e	要介護5	1,117単位
(五)	所要時間7時間以上8時間未満の場合		(五)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a	要介護1	889単位	a	要介護1	885単位
b	要介護2	984単位	b	要介護2	980単位
c	要介護3	1,081単位	c	要介護3	1,076単位
d	要介護4	1,177単位	d	要介護4	1,172単位
e	要介護5	1,272単位	e	要介護5	1,267単位
(六)	所要時間8時間以上9時間未満の場合		(六)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a	要介護1	917単位	a	要介護1	913単位
b	要介護2	1,015単位	b	要介護2	1,011単位

c	要介護3	1,115単位	1,110単位
d	要介護4	1,215単位	1,210単位
e	要介護5	1,314単位	1,308単位
ロ	認知症対応型通所介護費(II)		
(1)	所要時間3時間以上4時間未満の場合		
(一)	要介護1	265単位	264単位
(二)	要介護2	275単位	274単位
(三)	要介護3	284単位	283単位
(四)	要介護4	293単位	292単位
(五)	要介護5	303単位	302単位
(2)	所要時間4時間以上5時間未満の場合		
(一)	要介護1	277単位	276単位
(二)	要介護2	288単位	287単位
(三)	要介護3	297単位	296単位
(四)	要介護4	307単位	306単位
(五)	要介護5	317単位	316単位
(3)	所要時間5時間以上6時間未満の場合		
(一)	要介護1	443単位	441単位
(二)	要介護2	458単位	456単位
(三)	要介護3	475単位	473単位
(四)	要介護4	491単位	489単位
(五)	要介護5	507単位	505単位
(4)	所要時間6時間以上7時間未満の場合		
(一)	要介護1	455単位	453単位
(二)	要介護2	470単位	468単位
(三)	要介護3	487単位	485単位
(四)	要介護4	503単位	501単位
(五)	要介護5	519単位	517単位
(5)	所要時間7時間以上8時間未満の場合		
(一)	要介護1	520単位	518単位
(二)	要介護2	539単位	537単位

(三) 要介護3	555単位
(四) 要介護4	573単位
(五) 要介護5	593単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	554単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	592単位
(五) 要介護5	612単位
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	
(新設)	

(三) 要介護3	557単位
(四) 要介護4	575単位
(五) 要介護5	595単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	556単位
(三) 要介護3	575単位
(四) 要介護4	594単位
(五) 要介護5	615単位
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数	
4 小規模多機能型居宅介護費	
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	10,364単位
(一) 要介護1	15,232単位
(二) 要介護2	22,157単位
(三) 要介護3	24,454単位
(四) 要介護4	

(三) 要介護3	555単位
(四) 要介護4	573単位
(五) 要介護5	593単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	554単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	592単位
(五) 要介護5	612単位
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	
(新設)	

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1 10,320単位

(二) 要介護2 15,167単位

(三) 要介護3 22,062単位

(四) 要介護4 24,350単位

<p>(五) 要介護5</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>(一) 要介護1</p> <p>(二) 要介護2</p> <p>(三) 要介護3</p> <p>(四) 要介護4</p> <p>(五) 要介護5</p> <p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1</p> <p>(2) 要介護2</p> <p>(3) 要介護3</p> <p>(4) 要介護4</p> <p>(5) 要介護5</p> <p>注1～7（略）</p> <p>ハ～ワ（略）</p> <p>カ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからロまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからロまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>5 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)</p> <p>(一) 要介護1</p>	<p>26,964単位</p> <p>9,338単位</p> <p>13,724単位</p> <p>19,963単位</p> <p>22,033単位</p> <p>24,295単位</p> <p>567単位</p> <p>634単位</p> <p>703単位</p> <p>770単位</p> <p>835単位</p> <p>26,849単位</p> <p>9,298単位</p> <p>13,665単位</p> <p>19,878単位</p> <p>21,939単位</p> <p>24,191単位</p> <p>565単位</p> <p>632単位</p> <p>700単位</p> <p>767単位</p> <p>832単位</p> <p>759単位</p>
<p>(五) 要介護5</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>(一) 要介護1</p> <p>(二) 要介護2</p> <p>(三) 要介護3</p> <p>(四) 要介護4</p> <p>(五) 要介護5</p> <p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1</p> <p>(2) 要介護2</p> <p>(3) 要介護3</p> <p>(4) 要介護4</p> <p>(5) 要介護5</p> <p>注1～7（略）</p> <p>ハ～ワ（略）</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)</p> <p>(一) 要介護1</p>	<p>26,849単位</p> <p>9,298単位</p> <p>13,665単位</p> <p>19,878単位</p> <p>21,939単位</p> <p>24,191単位</p> <p>565単位</p> <p>632単位</p> <p>700単位</p> <p>767単位</p> <p>832単位</p> <p>759単位</p>

795単位
818単位
835単位
852単位

要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

747単位
782単位
806単位
822単位
838単位

(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

787単位
823単位
847単位
863単位
880単位

(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

775単位
811単位
835単位
851単位
867単位

(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

(新設)

797単位
820単位
837単位
854単位

要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

749単位
784単位
808単位
824単位
840単位

(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

789単位
825単位
849単位
865単位
882単位

(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

777単位
813単位
837単位
853単位
869単位

(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合
においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イから又までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イから又までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)
 - (1) 要介護 1 535単位
 - (2) 要介護 2 601単位
 - (3) 要介護 3 670単位
 - (4) 要介護 4 734単位
 - (5) 要介護 5 802単位
- ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

- (1) 要介護 1 535単位
- (2) 要介護 2 601単位
- (3) 要介護 3 670単位
- (4) 要介護 4 734単位
- (5) 要介護 5 802単位

注 1～11 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イから又までにより算

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)
 - (1) 要介護 1 534単位
 - (2) 要介護 2 599単位
 - (3) 要介護 3 668単位
 - (4) 要介護 4 732単位
 - (5) 要介護 5 800単位
- ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

- (1) 要介護 1 534単位
- (2) 要介護 2 599単位
- (3) 要介護 3 668単位
- (4) 要介護 4 732単位
- (5) 要介護 5 800単位

注 1～11 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日に つき)	567単位
(一)	要介護1	636単位
(二)	要介護2	706単位
(三)	要介護3	776単位
(四)	要介護4	843単位
(五)	要介護5	
(2)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日に つき)	567単位
(一)	要介護1	636単位
(二)	要介護2	706単位
(三)	要介護3	776単位
(四)	要介護4	843単位
(五)	要介護5	
ロ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅰ) (1日につき)	646単位
(一)	要介護1	714単位
(二)	要介護2	787単位
(三)	要介護3	857単位
(四)	要介護4	925単位
(五)	要介護5	
(2)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)	646単位
(一)	要介護1	714単位
(二)	要介護2	

定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
イ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日に つき)	565単位
(一)	要介護1	634単位
(二)	要介護2	704単位
(三)	要介護3	774単位
(四)	要介護4	841単位
(五)	要介護5	
(2)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日に つき)	565単位
(一)	要介護1	634単位
(二)	要介護2	704単位
(三)	要介護3	774単位
(四)	要介護4	841単位
(五)	要介護5	
ロ	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅰ) (1日につき)	644単位
(一)	要介護1	712単位
(二)	要介護2	785単位
(三)	要介護3	854単位
(四)	要介護4	922単位
(五)	要介護5	
(2)	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)	644単位
(一)	要介護1	712単位
(二)	要介護2	

要介護3	787単位	要介護3	785単位
要介護4	857単位	要介護4	854単位
要介護5	925単位	要介護5	922単位
経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)		経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)		(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護1	661単位	(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	726単位	(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	796単位	(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	861単位	(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	926単位	(五) 要介護5	923単位
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)		(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護1	661単位	(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	726単位	(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	796単位	(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	861単位	(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	926単位	(五) 要介護5	923単位
ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)		ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)		(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護1	732単位	(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	797単位	(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	868単位	(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	934単位	(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	998単位	(五) 要介護5	995単位
(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)		(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護1	732単位	(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	797単位	(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	868単位	(三) 要介護3	866単位

<p>四 要介護 4 (五) 要介護 5 注 1～18 (略) ホ～キ (略) (新設)</p>	<p>934単位 998単位</p>	<p>931単位 995単位</p>
<p>ノ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	
<p>8 複合型サービス費 イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)</p>	<p>要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5</p>	<p>12,341単位 17,268単位 24,274単位 27,531単位 31,141単位 11,119単位 15,558単位 21,871単位 24,805単位 28,058単位</p>
<p>8 複合型サービス費 イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)</p>	<p>要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5</p>	<p>12,401単位 17,352単位 24,392単位 27,665単位 31,293単位 11,173単位 15,634単位 21,977単位 24,926単位 28,195単位</p>

<p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 (2) 要介護2 (3) 要介護3 (4) 要介護4 (5) 要介護5</p> <p>注1～11（略） ハ～ヨ（略） （新設）</p>	<p>565単位 632単位 700単位 767単位 832単位</p>
<p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 (2) 要介護2 (3) 要介護3 (4) 要介護4 (5) 要介護5</p> <p>注1～11（略） ハ～ヨ（略）</p> <p><u>介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ</u> イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ</u> イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	<p>568単位 635単位 703単位 770単位 836単位</p>

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十二条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

別表	給 出 額	給 出 額
1	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
イ	介護予防認知症対応型通所介護費	介護予防認知症対応型通所介護費
(1)	介護予防認知症対応型通所介護費(i)	介護予防認知症対応型通所介護費(i)
(一)	所要時間3時間以上4時間未満の場合	所要時間3時間以上4時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(二)	所要時間4時間以上5時間未満の場合	所要時間4時間以上5時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(三)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	所要時間5時間以上6時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(四)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	所要時間6時間以上7時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(五)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	所要時間7時間以上8時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(六)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	所要時間8時間以上9時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(2)	介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	介護予防認知症対応型通所介護費(ii)
(一)	所要時間3時間以上4時間未満の場合	所要時間3時間以上4時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2
(一)	所要時間3時間以上4時間未満の場合	所要時間3時間以上4時間未満の場合
a	要支援1	要支援1
b	要支援2	要支援2

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	447単位	(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	445単位
a 要支援 1	496単位	a 要支援 1	494単位
b 要支援 2	664単位	b 要支援 2	661単位
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	740単位	(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	737単位
a 要支援 1	681単位	a 要支援 1	678単位
b 要支援 2	759単位	b 要支援 2	756単位
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	769単位	(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	766単位
a 要支援 1	859単位	a 要支援 1	855単位
b 要支援 2	794単位	b 要支援 2	791単位
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	886単位	(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	882単位
a 要支援 1	246単位	a 要支援 1	245単位
b 要支援 2	260単位	b 要支援 2	259単位
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	258単位	(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	257単位
a 要支援 1	272単位	a 要支援 1	271単位
b 要支援 2	411単位	b 要支援 2	409単位
(七) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合	434単位	(七) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合	432単位
a 要支援 1	422単位	a 要支援 1	420単位
b 要支援 2	445単位	b 要支援 2	443単位
(八) 所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合	482単位	(八) 所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合	480単位
a 要支援 1	510単位	a 要支援 1	508単位
b 要支援 2		b 要支援 2	
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)		ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1		(一) 要支援 1	
(二) 要支援 2		(二) 要支援 2	
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1		(一) 要支援 1	
(二) 要支援 2		(二) 要支援 2	
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1		(一) 要支援 1	
(二) 要支援 2		(二) 要支援 2	
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1		(一) 要支援 1	
(二) 要支援 2		(二) 要支援 2	
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1		(一) 要支援 1	
(二) 要支援 2		(二) 要支援 2	

<p>(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援 1 (二) 要支援 2</p> <p>注 1～13 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</u></p> <p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合</p> <p>(一) 要支援 1 (二) 要支援 2</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>(一) 要支援 1 (二) 要支援 2</p> <p>ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)</p> <p>(1) 要支援 1 (2) 要支援 2</p> <p>注 1～7 (略)</p>	<p>498単位 526単位</p>
<p>(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援 1 (二) 要支援 2</p> <p>注 1～13 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</u></p> <p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合</p> <p>(一) 要支援 1 (二) 要支援 2</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>(一) 要支援 1 (二) 要支援 2</p> <p>ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)</p> <p>(1) 要支援 1 (2) 要支援 2</p> <p>注 1～7 (略)</p>	<p>496単位 524単位</p>

ハ～リ (略)

又 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからエまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからエまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 773単位

注 1～6 (略)

ハ～ヌ (略)

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

ハ～リ (略)

(新設)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位

注 1～6 (略)

ハ～ヌ (略)

(新設)

算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからリまでのにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからリまでのにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数